

海外市場開拓支援貸付のご案内

積極的に海外事業を展開しようとする中小企業者を支援します

1 融資対象者

海外事業を展開しようとする県内で事業を営む中小企業者

(ただし、県内において事業を継続する見通しが無い方は除きます。また、融資対象となる海外事業は県内で行っているものと同一業種に限ります。)

2 融資条件

融資限度額	設備資金3億円 運転資金1億円 (併用可能)
融資利率	年0.70% (固定利率)
融資期間	10年以内 (うち据置2年以内)
資金使途	海外事業(市場調査、輸出、物販・サービス供給、物流、生産等)の展開に必要な設備資金及び海外事業立ち上げまでに必要な運転資金等
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要)
信用保証	必要に応じて保証を付ける (ただし保証限度額は、1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円) 保証料軽減措置(基準料率から2割軽減)を受けることができます。

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。